

「三篠スタンディングベアーズ保護者会」会則

2001.1.7 策定

2004.1.25 改定

2005.1.30 改定

2007.1.28 改定

2021.1.1 改正

第1章 総 則

この会則は、三篠スタンディングベアーズ団則第13条の規定により、三篠スタンディングベアーズ保護者会に関して、必要な事項を定める。

(名称)

第1条 この会は、三篠スタンディングベアーズ保護者会(以下「本会」という)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は保護者会長自宅内に置く。

(目的)

第3条 本会は、三篠スタンディングベアーズ(以下「団」という)の健全な育成を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 団の運営に関する援助
- (2) 団の活動の目的達成のための育成援助
- (3) 団が参加する交流活動への参加援助
- (4) 指導者の資質向上のための援助
- (5) 会員相互の親睦とスポーツ活動のための活動
- (6) その他、団の育成に必要な事項

第2章 構 成

(構成)

第5条 本会は、団員の保護者をもって構成する。

(会への加入登録)

第6条 三篠スタンディングベアーズに入団した団員の保護者は、本会に入会するものとし、本会への加入は、本会所定用紙にてこれを行う。又、加入に当たっては、第13条に定める会費を同時に納入するものとする。

(有効期間)

第7条 加入有効期間は、加入の申し込みを受けた日から団員が卒団を迎える日までとする。ただし、有効期間内に団員の退団の申し出があった場合は、退団届を受理した日までとする。

第3章 世話役

(世話役)

第8条 本会に次の各号に掲げる世話役を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 若干名

(世話役の選出)

第9条 会長は、前任者が新6年生の団員の保護者から推薦し、総会にて承認する。

2 副会長、会計は、会長が任命する。

(世話役の任務)

第10条 世話役の任務は1年とする。ただし、再選は妨げない。

(世話役の任務)

第11条 世話役の任務は、次の各号に定めるとおりとし、三篠スタンディングベアーズ世話役(以下、「団世話役」という)や、三篠スタンディングベアーズ指導者(以下、「指導者」という)と連携することとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、本会の運営を統括する。
- (2) 副会長は、会長と協力して、本会の運営を支援する。なお、会長不在の場合には会長の職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計を統括する。

第4章 会議

(会議)

第12条 本会の会議は、保護者会議とする。

2 保護者会議は、本会会員で構成し、必要に応じて、会長が招集し、第4条に関する活動に関する審議を行う。

3 会議は構成員の過半数の出席で成立し、会議においての議決は出席者の2/3以上の同意を持って決定する。なお、委任状提出の場合は出席とみなす。

第5章 会 計

(経費)

第13条 本会の経費は、会費及び寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 会費は500／月とし、前期分(1月～6月)を前年12月、後期分(7月～12月)を6月に一括して支払うこととする。

3 父親・母親ともに、本団が定めるスポーツ障害保険に加入することとし、当該保険掛金を支払う(年払い)。

4 会費は世帯で一人が代表して支払うこととする。

5 途中入会時は、入会月以降の会費を一括して納入する。

6 退会時は、退会月以降の納入済み金額を返却する。

7 休会時は、休会する次月から休会期間中の納入済み金額を返却する。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

2 1月1日から6月30日までを前期、7月1日から12月31日までを後期とする。

(その他)

第15条 この会則に定めていない事項は、総会に諮って決める。

付則

1 本規約は、平成13年4月1日より施行する。

2 本規約は、平成16年1月1日に遡って施行する。

3 本規約は、平成17年1月1日に遡って施行する。

4 本規約は、平成18年1月1日に遡って施行する。